

合志市出産・子育て応援ギフト

(国の出産・子育て応援給付金)

1. 事業概要

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

伴走型相談支援

妊娠期～出産～子育てまで、保健師等が相談に応じます。

3回の面談を実施

- ① 妊娠届出時
- ② 妊娠8カ月頃(希望者)
- ③ 出生届後

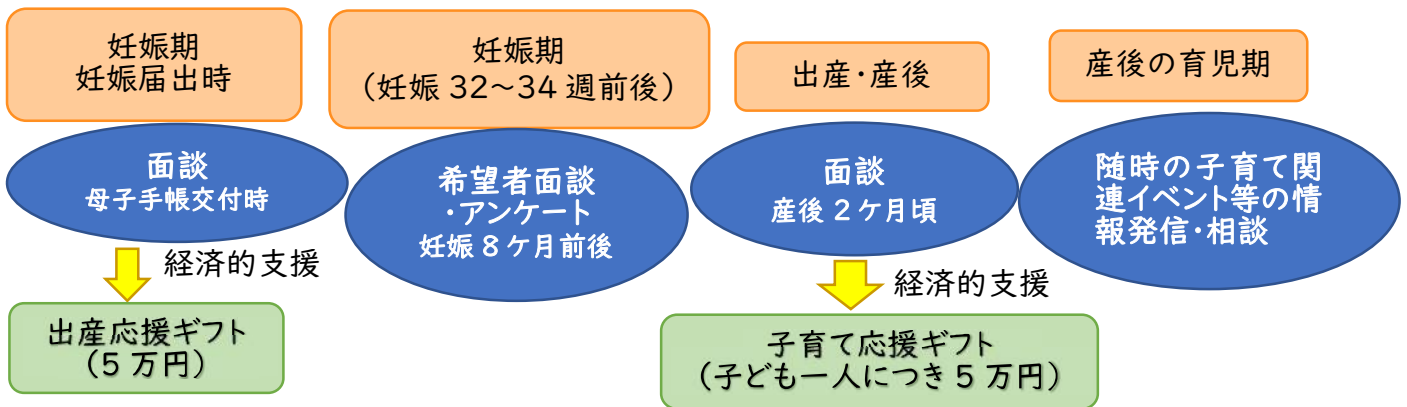
経済的支援

妊娠届出時と出生届出後(面談終了後)に経済的な支援を行います。

2回のギフト支給

- A 出産応援ギフト
妊婦一人あたり5万円
- B 子育て応援ギフト
児童一人あたり5万円

2. 支援の流れ



3. 応援ギフト対象者

- ① 令和5年2月1日以降に出生した子どもを養育する方
- ② A 出産応援ギフト: 妊娠届出時の面談を受けた方
B 子育て応援ギフト: 乳児全戸訪問時面談等を受けた方(里帰り先で面談を受けた方も対象)
- ③ 他の自治体で出産・子育て応援給付(現金やクーポン等)の支給を受けていない方

4. ギフト提出書類

- ・合志市出産・子育て応援ギフト申請書兼請求書
- ・身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証など)の写し…郵送時 ※窓口の場合は直接確認します。
- ・振込口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写し)
- ・委任状(申請者以外の名義の口座に振込を希望する場合 代理人の身分証明書)
→裏面をご覧ください

5. よくあるご質問

Q. 申請はどのように行えばいいのでしょうか。

A. 妊娠届出時の面談、出産後の面談（乳児全戸訪問時面談等）後に申請をお願いします。

Q. 給付金の申請は、誰が行えばいいのでしょうか。

A. 出産応援ギフトは、妊婦に対して給付するものですので、妊婦ご自身が申請をしてください。子育て応援ギフトについては、子どもを養育する方に給付するものですので、養育者での申請をお願いします。

Q. 申請には面談が必要ですか。

A. 国の出産・子育て応援給付金としての実施であり、申請前に保健師等との面談が必要です。

Q. 妊娠中に市外から転入した場合や出産後に転入した場合でも申請できますか。

A. 令和5年2月1日以降に出産した人、または妊娠届を提出した人で申請日時点において合志市に住民登録があれば可能です。転入前の自治体で交付申請済みの場合は合志市では申請いただけません。必要時、申請・給付状況を転入前の自治体に確認させていただきます。

Q. 妊娠届後に流産・死産した場合は対象になりますか。

A. 妊婦を対象とした出産応援ギフト(5万円)は給付対象となります。ただし、出生届出と死亡届出を出された場合は、子育て応援ギフト(5万円)も給付対象となります。

Q. 出産・子育て応援ギフトの振込口座を、申請者以外の名義の口座とすることはできますか。

A. 申請者名義の口座への振込が原則です。やむを得ず、別の方の口座への振込を希望する場合は、委任状（代理人の身分証明書）の提出が必要です。

Q. 合志市に住民票がありますが、里帰り先で乳児訪問等を受けました。この場合どちらに申請すればいいのでしょうか？

A. 住民票がある合志市に申請してください。ただし、里帰り先で面談を受けた後で、申請となります。

【問い合わせ先】

合志市福原 2922 合志市総合センター「ヴィーブル」内
こども家庭課 母子保健班 096-248-1173